

## 【論文要旨】

## 〈事物の本性〉をめぐる諸理論の類別化試論

— 法事実—法価値の対立克服へ向けた予備的研究—  
(C 1)

金 澤 秀 嗣

一般に「事物の本性」論は、法の措定や法の認識に際して、現前する具体的な生活諸関係を顧慮すべきであると説く。従って伝統的自然法論と異なり、超実定的規範要素として形式的—抽象的正義観に基づき実定法を統御することを企図する訳ではない。むしろ事物論理構造の生成や特質等からも明らかな様に、「事物の本性」自体が実定性を帯びている。

それゆえにこそ我々は「事物の本性」概念に依拠しつつ、個別事例に固有の存在事実と、当該事例を包摂すべき法関係に内包された当為理念とを結びつけ、もって共同体の生活実態を踏まえた適切な立法あるいは法解釈を導くことができるのである。なるほど「事物の本性」は規範的な効力を持たず、また実定法に比する拘束力まで要求するものではない。しかしこの概念は、存在事実を法的事実へ転換し、相応する法的評価を付与するうえで不可欠の基準となるのである。

法の欠缺補充、更に一般条項からその都度具体的な法命題を獲得する営為にあって、「事物の本性」概念がとりわけ大きな役割を果たすことは否めな

いであろう。そもそも個々の条文を援用・準用する際になにより求められるのは、法規範の体系的な理解にほかならない。そしてかかる理解を促す契機は、法規範によって実現さるべき〈目的〉にこそ存する。法条をひたすら〈字義通り〉解釈して事足りりとするのであれば、もとより法の体系性など問題とならない。だがその場合には、数多ある行為に対応すべく煩瑣な規定を設けざるを得なくなってしまう。かくのごとき事態を回避すべく法規範は、達成が期待される〈目的〉という観点の下、行為を一定の〈類型〉に包摂しつつ規定内容の体系化を図っているのである。ところでこの様な行為類型化や規範の体系化には、行為や規定といった〈事実〉を〈理念〉(目的)へと関係づける、価値評価的な営為が介在している。蓋し、制定法と雖も単なる文言の寄せ集めでなくして、正義や衡平の実現を謳った規範たる所以である。まさしくこの点から、「事物の本性」概念が帯びる意義もまたクローズアップされる。例えば〈類推〉や〈目的論的縮減〉を典型とする諸々の解釈技術には、明確に言表される例は

少ないながらも、同概念への志向が如実にうかがわれる。ゆえに同概念は、法の学問的考究においても、また法実務においても、なお有効性を失っていない。

とはいえ前稿にて指摘したごとく、「事物の本性」概念に対する忌避の念も依然として強固に見受けられる。同概念を〈空虚な形式〉にすぎないと看做す論に対しては既に論駁した。だが、ナチス不法支配の事例を元に同概念の危険性を訴える主張に関してはこれを等閑視せず、真摯に受け止めて一層検討を重ねる必要がある。ナチス期に展開された所謂〈民族的法思考〉は、ドイツ民族の利益から「事物の本性」を演繹して、既存の実定法秩序を空洞化させてしまった。ナチス法学者が主導した〈法革新〉において同概念は、民族共同体内に息づく有機的な生を顕現させる指標として濫用され、ひいては〈民族の自然法〉と称揚されるまでに至る。法の理解に際しては、ナチス法学においてもやはり理念と現実の一致が強く説かれていた。即ち、法は人工的な構築物でも功利的な技術知でもなく、名宛人たる民族共同体構成員（民族同胞）が織り成す生活の実相を反映した一個の有機体でなければならぬとされたのである。そこでは法は民族共同体秩序以外の何物でもなく（マウンツ）、当為の内容を包含した民族の規範となる（ダンベック）。「民族社会主義の見方に従うならば、法とは単なる規範の集積ではなく、民族生活

の秩序であり生ける秩序であって、存在するものであると同時に当為のものである」（デ・ボーア）。

共同体における生活態様の顕現としての法を訴える主張は、更に歩を進めて、民族社会主義固有の〈自然法〉を唱えるまでに至る。わけでも注目すべきは、斯様な擬似自然法がほかならぬ「事物の本性」概念を引き合いに紡ぎ出された点であろう。「自然な法命題としての」規範は、「物の本性（Wesen der Dinge）から直接に読み取られうるなのであって、こうした規範は言うなればそれ自体『事物の本性』（Natur der Sache）から生じるのである」（ディーツェ）。この定式に従うと、自然法から導かれる不文の法命題は、「共同体の本質から獲得された、事物の本性の表現」にほかならない。「事物の本性」は、かくて民族社会主義的自然法の礎石として充てられる次第となった：「民族社会主義の自然法は『事物の本性』として働き、物の本性と共に成長する。国家が後づけ的に法律を公布するずっと前から、自然で不文の生活秩序が存在するのである。（…）この様な自然法、ないし生の法に背馳して産み出されるものは、断じて法ではなく、常に不法である」（同）。

とどのつまりナチス法学にあって「事物の本性」概念は、権威主義的イデオロギーにお墨付きを与える、一種の道具へと貶められてしまった。即ち同概念は、〈共同利益〉〈健全な民族感情〉等のスローガンによってその実質

的内容を充たしたために、あらゆる規範内容の確定を立法者や解釈者の恣意に委ねる便宜を供したのである。ナチス政権確立期以降、法の諸領域においても〈指導者原理〉が浸透することになるが、その要因のひとつとして「事物の本性」概念が帯びる曖昧さが挙げられるのも、なるほど全く理由がない訳ではない。ゆえにリュータースは、ワイトゲンシュタインを参照しつつ、語りえぬ法内容についてはむしろ沈黙を守るべきであって、条文解釈や法適用に際して「事物の本性」に名を借りた恣意の介入を許すべきではない、と警鐘を鳴らしている。

現代の法理論及び法実務において

「事物の本性」概念の有効性を問う場合には、以上の批判を十分に吟味したうえで、理念と現実とをいかに結節させるかにつき改めて検討しなければならない。

【キーワード】：

事物の本性 (Natur der Sache) 論、  
価値評価法学 (Wertungsjurisprudenz)、  
具体的秩序思考

(konkretes Ordnungsdenken)、

自然法 (Naturrecht)、

ナチス ナチズム 民族社会主義

(Nationalsozialismus)、

批判的合理主義

(Kritischer Rationalismus)。